

京都市告示第 69 号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成20年4月9日

京都市長 門川 大作

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	岩倉14号線	左京区岩倉幡枝町217番地地先 同町502番地地先		
2	岩倉31号線	左京区岩倉幡枝町802番地地先 同町811番地の2地先		
3	桃山経11号線	伏見区桃山町日向23番地地先 同上		
4	小栗栖経38号線	伏見区小栗栖中山田町71番地地先 同町60番地地先		

(建設局土木管理部道路明示課)